

独立行政法人日本スポーツ振興センター

(NAASH)

1 目 的

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター (NAASH) は、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正円滑な供給、その他体育、学校安全及び学校給食の普及充実等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

3 管理下の災害範囲

以下の状況をもとに災害を被ったとき給付の対象となる。

- ㊦ 法令の規定により学校が編成した教育課程に基づいて授業を受けているとき。
- ㊧ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- ㊨ 学校の休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。
- ㊩ 通常の経路及び方法により通学するとき。
- ㊪ 文部科学大臣がこれらの場合に準ずるものとして定める場合。

4 災害給付手続き

上記の条件下で被災した生徒で適用を受けようとする者は次の事項を厳守すること。

- ㊦ 係へ災害の状況を報告し「災害報告書・医療等の状況」の2枚の用紙を受けとる。

「災害報告書」

- 1 授業時の場合
 - ・ その教科担当の先生。
- 2 部活動・旅行等の場合
 - ・ その部顧問・引率の先生。
- 3 その他のすべての時間の場合
 - ・ 学級担任の先生。

2 災害共済給付事業

- (1) 共済掛金 年間1人L930円令和7年度現在)
- (2) 給付内容
 - 医療費 健康保険による療養に要する費用が 5,000 円以上のものについて、おおむね 単位療養費の4割止 ただし、上限がある。
 - ・ 障害見舞金 障害の程度に応じ、88万円から 4,000 万円の範囲で給付。
[通学中の場合は半額]
 - ・ 死亡見舞金 3,000万円、ただし、別に文部科学省令で定める分については半額。

「医療等の状況」は

治療を受けた医院・病院で必要事項を記入してもらい、被災の翌月の20日までに係へ提出すること。

- ㊦ 2ヶ月又はそれ以上の月にわたって通院する者は、その翌月分の用紙である「医療等の状況」の用紙をあらためて係で受けとり、医院で記入してもらって翌月20日までに係へ提出すること。
- ㊧ 治療の途中で中止・転医しようとする時は、必ず事前にそのことを係に連絡すること。
- ㊨ 給付金の支払いは、事務室を通じて行う